

別表六（七）の記載の仕方

1 この明細書は、次に掲げる場合に記載します。

- (1) 措置法第42条の13第5項《法人税の額から控除される特別控除額の特例》に規定する法人が対象年度（同項に規定する対象年度をいいます。(2)において同じです。）に該当する事業年度において同項に規定する特定税額控除規定の適用を受ける場合（当該法人が措置法第42条の4第8項第3号《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》（措置法第42条の4の2第2項《特別試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》において準用する場合を含みます。）の通算法人である場合には、措置法第42条の13第7項第3号に規定する他の通算法人（同条第5項に規定する法人に該当するものに限ります。）が措置法第42条の4第8項第2号（措置法第42条の4の2第2項において準用する場合を含みます。）に規定する他の事業年度において通算特定税額控除規定（措置法第42条の13第1項第1号又は第4号に掲げる規定をいいます。）の適用を受ける場合を含みます。）
- (2) 令和8年税制改正前の措置法（以下(2)において「令和8年旧措置法」といいます。）第42条の13第5項《法人税の額から控除される特別控除額の特例》に規定する法人が対象年度に該当する事業年度において同項に規定する特定税額控除規定の適用を受ける場合（当該法人が令和8年旧措置法第42条の4第8項第3号《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》（同条第18項において準用する場合を含みます。）の通算法人である場合には、措置法第42条の13第7項第3号に規定する他の通算法人（令和8年旧措置法第42条の13第5項に規定する法人に該当するものに限ります。）が令和8年旧措置法第42条の4第8項第2号（同条第18項において準用する場合を含みます。）に規定する他の事業年度において通算特定税額控除規定（令和8年旧措置法第42条の13第1項第1号又は第3号に掲げる規定をいいます。）の適用を受ける場合を含みます。）

(3) 青色申告書を提出する法人が措置法第42条の12の6第3項又は第6項《生産工程効率化等設備を取得した場合等の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合

(4) 措置法第42条の12の7第8項《特定生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除》に規定する法人が同条第2項の規定の適用を受ける場合

2 「(1) ≥ 10 億円かつ(2) $\geq 1,000$ 人の場合又は(2) $> 2,000$ 人の場合において、(1) > 0 のとき又は設立事業年度若しくは合併等事業年度に該当するとき6」の欄は、令和8年4月1日前に開始した事業年度にあつては「0.02又は」を消し、同日以後に開始する事業年度にあつては「又は0.01」を消します。

3 「同上以外の場合7」の欄は、令和8年4月1日前に開始した事業年度にあつては「((5) ≥ 0.01)、」を消し、同日以後に開始する事業年度にあつては「、((3) $> (4)$)」を消します。

4 「産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除の適用可否の判定8」の欄は、令和8年4月1日前に開始した事業年度にあつては「0.02又は」を消し、同日以後に開始する事業年度にあつては「又は0.01」を消します。

5 「所得金額に係る要件」の各欄は、当該事業年度が措置法第42条の12の6第14項、第42条の12の7第8項又は第42条の13第5項に規定する設立事業年度又は合併等事業年度に該当する場合には、記載しません。

6 「当期の基準所得等金額16」の分子の空欄には、前事業年度（措置法令第27条の12の6第10項第1号《生産工程効率化等設備を取得した場合等の法人税額の特別控除》、第27条の12の7第6項第1号《特定生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》又は第27条の13第6項第1号《法人税の額から控除される特別控除額の特例》に規定する前事業年度をいいます。7において同じです。）の月数を合計した数が当該事業年度の月数に

満たない場合には当該合計した数を記載し、当該合計した数が当該事業年度の月数以上である場合には当該事業年度の月数を記載します。

7 「前事業年度の基準所得等金額の合計額17」の欄の記載に当たっては、当該事業年度開始の日から起算して1年（当該事業年度が1年に満たない場合には、当該事業年度の期間）前の日を含む前事業年度にあつては、当該前事業年度の月数調整前の別表六（七）「16」の金額を当該前事業年度の月数で除し、これに同日から当該前事業年度の終了の日までの期間の月数を乗じて計算した金額を「前事業年度の月数調整前の16」の金額として計算します。

8 「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算」の各欄の記載に当たっては、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるところによります。

(1) 当該事業年度の月数と、「事業年度等19」の「前事業年度②」の月数とが同じ場合 「19」から「25」までの「前一年事業年度特定期間③」の各欄は、記載しません。

(2) 「事業年度等19」の「前事業年度②」の月数が当該事業年度の月数に満たない場合 「20」から「25」までの「前事業年度②」の各欄は、記載しません。

(3) 「事業年度等19」の「前事業年度②」の月数が当該事業年度の月数を超える場合 「19」から「25」までの「前一年事業年度特定期間③」の各欄は記載せず、「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額25」の「前事業年度②」の欄には「差引23」の「前事業年度②」の金額のうち措置法令第27条の12の5第5項第2号ロ（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）に規定する前事業年度特定期間に対応する金額を記載します。

9 「継続雇用者に対する給与等の支給額20」の欄は、損金の額に算入される措置法第42条の12の5第4項第5号（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）に規定する継続雇用者に対する同項第3号に規定する給与等の支給額を記載します。